

平成27年度第2回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期日 平成27年5月21日(木)午後 3時開会
- 2 場所 佐倉草ぶえの丘研修室
- 3 出席委員(20名)

1番 今井勝子	2番 田中純一
3番 三橋秀夫	4番 羽根井直子
5番 山崎宏	8番 眞野好則
9番 川名部実	10番 池田達男
11番 石渡國男	12番 栗原初男
13番 木内正夫	14番 市原敏彦
15番 山本健史	16番 渡貫茂
17番 石田和久	18番 石渡一男
19番 櫻井道明	20番 清宮正
21番 川村文雄	22番 三門増雄(議長)
- 4 欠席委員(2名)

6番 牛玖泰一	7番 立田三雄
---------	---------
- 5 議事日程
 - 第1 会期の決定
 - 第2 会議録署名人の選任
 - 第3 議案審議
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地買受適格証明願について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 平成27年度第2次農用地利用集積計画の決定について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長 相川正巳	
次長 小川裕章	
主査 田辺篤也	

◎開 会

午後 3時開議

◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成27年度第2回農業委員会総会を開催させていただきます。

始めに、総会議案の訂正をお願いします。議案の17ページ及び20ページについて削除をお願いします。それに伴いまして、議案の5ページの40件を38件に、134筆を129筆に、169,700㎡を160,892㎡に訂正願います。

次に、4月22日総会の議案第3号平成27年度第1次農用地利用集積計画の審議におきまして、貸付者名に間違いが生じたことから、議案から削除いたしました件につきまして、今回の総会議案13ページ～14ページで、審議案件としておりますのでよろしくお願いいたします。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

次回の総会及び調査会でございますが、事前調査会は6月16日（火）に開催を予定しております。

次回の担当は、第2班となります。

総会につきましては、6月23日（火）に開催を予定しております。

5月27日（水）に印旛合同庁舎において、印旛都市農業委員会連合会総会があり、三門会長と、私が参加予定でございます。

次に、平成27年度全国農業委員会会長大会が5月28日（木）に日比谷公会堂で開催されます。三門会長が参加予定でございます。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 大変忙しい中お集まり下さいまして、ありがとうございます。それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は20名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、平成27年度第2回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

- 議長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。
よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

- 議長 日程第 2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。
それでは、議長から指名いたします。
議席番号、1 番「今井 勝子委員」、議席番号 2 番「田中 純一委員」を
会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

- 議長 日程第 3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号、農地買受適格証明願について
議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号、平成 27 年度第 2 次農用地利用集積計画の決定について
以上、4 議案でございます。

それでは議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第 1 号の説明

- 事務局長 それでは、議案第 1 号につきまして、ご説明させていただきます。
総会議案の 1 ページをお願いいたします。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地法第 3 条

の規定による許可について審議を求めるもので、贈与により所有権の移転をしようとするもの1件、2筆についてでございます。

表の第1項につきましては、権利者と義務者は従兄弟同士であり、義務者が農業を廃止するため、農地を管理できなくなるので、権利者に贈与するものでございます。その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項については、申請人を呼んであります。

それでは、第1項の申請人を入場させて下さい。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦勞様でございます。自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 私、申請人の代理人で、行政書士の■■と申します。よろしく申し上げます。今回、■■の畑を譲り受けるために申請をいたしました。申請人は■■■■の■■に住んでおるもので、その代理として来ました。地主の■■■■さんは、高齢で、■■■の施設に住んでおられるので、耕作は出来ません。そのため、佐倉市に近い、■■■■の従兄弟の申請者に譲ることになりました。場所は佐倉市■■の2筆でございます。申請者は主に■■■■で梨を栽培しております。今回の申請地に、牧草を作り、梨園の肥料にする予定でございます。以上、よろしく申し上げます。

○議長 申請人の方に確認します。申請は贈与になっていますが、それでよろしいのですか。

○申請人 贈与でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。栗原委員

○栗原委員 議席番号12番の栗原です。こちらの畑は現在耕作されているのですか。それとも荒れているのですか

○議長 申請人

○申請人 現在は荒れています。耕作されていません。今後きれいにする予定です。

○議長 栗原委員

○栗原委員 牧草を1年間栽培する訳ではないですよ。作付期間はいつくらいで、空いている期間はどのようにするのですか。

○議長 申請人

○申請人 周辺も荒れているのですが、荒れないように管理する予定です。また、今の所、牧草だけ栽培する予定です。

○議長 他にご質問等がありましたら、お願いいたします

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、議案第1号第1項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地買受適格証明願について（農地法第3条に基づく証明）について、議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

————（事務局説明）————

◎議案第2号の説明

○事務局長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。

議案第2号 農地買受適格証明願についてでございます。

第1項については、成田税務署実施の5月27日の入札に参加するため、農地法第3条第1項による買受適格証明について審議を求めるものでございます。

その許可要件についてご説明します。

議案第2号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査について、石田委員より報告をお願いいたします。

————（石田委員報告）————

○石田委員 議席番号17番の石田です。議案第2号第1項について報告いたします。権利者の■■さんは、自分の耕作している水田に隣接しているということで、入札に参加するとの事です。何ら問題はないものと思われますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長 ただいま、石田委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項は、許可と決しました。
続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第3号の説明

○事務局長 議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページ～4ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第3号第1項～第7項は、公益社団法人 佐倉市観光協会が、花火大会の観覧席用地として、角来と臼井田の水田17,185㎡を、一時転用しようとするものでございます。

申請地は、佐倉ふるさと広場の道路の向かい側と千葉県水道局印旛沼取水場の南側の京成線沿いで、8月1日に実施される花火大会の観覧席として、転圧のみの状態で、約17,000人分の収用場所を整備するもので、イベント終了後は農地として復元するものです。

許可要件につきましては、議案第3号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、第1項～第7項については、申請人を呼んであります。それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 忙しい中ご苦労様です。公益社団法人佐倉市観光協会の■■と申します。よろしく申し上げます。佐倉市産業振興課の包國と申します。よろしくお願

します。今回審議していただくのは、平成27年8月1日土曜日に開催予定の、第25回佐倉市民花火大会の観覧席の申請でございます。まず農地転用の期間でございますが、昨年と変わりございません。7月24日金曜日から8月11日火曜日を予定しております。観覧席ですが2種類ございまして、一つ目は臼井田の水田をお借りして無料観覧席といたします。二つ目は、佐倉ふるさと広場前の水田をお借りして有料観覧席といたします。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。今井委員

○今井委員 議席番号1番の今井です。7月24日から8月11日まで使用するという事なんですが、現状は水田ではないのですか。

○議長 申請人

○申請人 臼井田の方は水田として使用しており、観覧席とする前に、飼料米として刈り取る予定でございます。

○今井委員 家畜用と言うことで、実は取らないのですか。

○石渡一男委員 ホールクroppと言って、稲が青い時点で刈ってしまい、家畜の餌にするのです。

○今井委員 花火に使用した後は、大豆等を植えるのですか

○申請人 農業法人がその後使用する予定ですが、作物については解りません。

○眞野委員 臼井田とふるさと広場の前の土地では賃借料が違うのですがなぜですか

○議長 申請人

○申請人 詳細については不明です。

○議長 他に何かご質問等ありますか

———（発言者なし）———

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

————（申請人退席）————

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第3号第1項～第7項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。よって、議案第3号第1項～第7項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第4号、平成27年度第2次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

————（事務局説明）————

◎議案第4号の説明

○事務局長 議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の5ページをお願いいたします。

議案第4号 平成27年度第2次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権の設定38件、129筆、

地積160,892㎡でございます。

詳細でございますが、議案の7ページ～51ページをお願いいたします。

議案の7ページ～42ページ及び46ページ～51ページにつきましては、借り手は、農業経営規模拡大のため借り受け、貸し手は、労働力不足により経営規模を縮小するため貸し付けるもので、議案の43ページ～45ページにつきましては借り手は、新規就農するため借り受けるもので、貸し手は、労働力不足により経営規模を縮小するため貸し付けるもので、1年間～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、総会議案43ページ～45ページについては申請人を呼んでおります。
それでは、申請人を入場させてください。

———(申請人着席)———

○議長 申請人の方は、ご苦勞様でございます。
自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———(申請人説明)———

○申請人 始めまして■■■■と申します。現在、佐倉市■■■に住んでおります。
佐倉市には引っ越して来て2年になります。今回新規就農として申請させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○議長 川名部委員

○川名部委員 議席番号9番川名部です。45ページですが、1筆賃借料が2俵ととれるのですが、非常に高いと思うのですが、どのようにとらえたら良いのですか。

○議長 申請人

○申請人 こちらは1筆ではなく、全部で2俵です。

○議長 眞野委員

○眞野委員 この書き方では解りづらいのでは、記入の仕方を解りやすくしてほしい

○議長 事務局長

○事務局長 ご指摘の件ですが、申請書を作成している農政課と調整して、記入方法について注意いたします。

○議長 他に何かご質問等ありませんか

————(発言者なし)————

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

————(申請人退席)————

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

総会議案４３ページ～４５ページについて、原案のとおり決定と決しました。
続きまして、総会議案８ページ～１２ページについて、石渡一男委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第１０条の規定により退席をお願いいたします。

————(石渡委員退席)————

石渡一男委員が退席いたしましたので、議案第４号、総会議案７ページ～４２ページまで、又、４６ページ～５１ページについて審議を行います。
何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————(発言者なし)————

ないようですので、議案第４号について、これより採決をいたします。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————(賛成者挙手)————

挙手全員であります。
よって、原案のとおり決定と決しました。
石渡一男委員を入場させてください。

————(石渡委員着席)————

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

お願いします。また、地元の区長さん等と話し合いをしていただければと思います。

利用集積計画につきましては、申請書が窓口に上がった場合に、担当地区の委員さんに内容について報告し、確認をしていただくようにしたいと思います。仕事が増えてしまいますがよろしくお願いします。

以上をもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===